

令和3年度南アルプス市奨学金
【貸与型】

奨学生募集要項

申請受付期間：令和3年4月1日～同月26日

※ 郵送の場合、当日消印有効

～お問合せ・提出先～

〒400-0492

南アルプス市鮎沢1212

南アルプス市教育委員会 教育総務課

TEL 055-282-7777

1 目的

この奨学金は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、専門職短期大学、大学、専門職大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程(以下「学校等」という。)に在学する者で、向学意欲が高いにも関わらず経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付けを行い、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とします。

2 奨学金の貸付対象者

奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校等に在学している者であること。
- (3) 向学の意欲が高く進んで修学を望む者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。

3 奨学金の貸付金額(無利子)及び予定人数等

区分	月額	予定人数	貸付期間
高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	10,000 円	3 人程度	学校等の正規 修学月数以内
大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校の専門課程	25,000 円	20 人程度	

4 貸付方法

毎月、指定口座へ振り込みます。ただし、初年度に限り 6 月分に、4、5 月分を合算し振り込みます。

5 提出書類

- (1) 奨学金貸与申請書(指定様式)
(裏面にも記載箇所があります。)
- (2) 世帯・所得状況の調査同意書(指定様式)
(同意をいただく方は同居する家族の方全員です。ただし、同一世帯者のうち 18 歳未満で被扶養者となっている方は除きます。)
- (3) 世帯員全員の住民票の写し
- (4) 世帯員全員の所得のわかる書類
(源泉徴収票、確定申告書(控え)など令和 2 年中の所得が確認できるもの)
- (5) 就学している学校等の在学証明書

6 奨学生の決定及び通知

奨学生の決定については、5月下旬に申請者に通知します。

7 選考基準

上記2(4)「経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。」の判断は、別に定める貸与基準(家計状況)によります。これは、世帯人員、就学者の有無等によって異なりますが、給与所得者の場合、収入の目安はおよそ次の金額以内です。

区分	想定している世帯構成	家計収入(金額は目安です。)
3人世帯	本人、父、母	657万円以下
4人世帯	本人、父、母、中学生	747万円以下
5人世帯	本人、父、母、中学生、小学生	922万円以下

8 採用後の手続きについて

(1) 選考結果が「採用」の場合は、誓約書など次の表に掲げる書類等を提出していただきます。(提出がない場合、奨学金を貸し付けることはできません。)

採用決定後	貸付終了後
<ul style="list-style-type: none">・誓約書・本人、連帯保証人の印鑑登録証明書・奨学生情報連絡書及び振込口座等調査書・連帯保証人の市民税等調査同意書	<ul style="list-style-type: none">・奨学借用証書・返還計画書・本人、連帯保証人の印鑑登録証明書・預金口座振替払い等に関する届出書

(2) 貸付期間中は毎年「在学証明書」(4月)、正規の修学期間終了後は「卒業を確認できる書類」を提出していただきます。

※(1)、(2)のほか、必要に応じ関係書類の提出をお願いすることがあります。

9 連帯保証人について

連帯保証人は、扶養者と、原則として市内に居住する成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有している方の2人必要です。[次頁資料参照](#)

連帯保証人は、関係書類提出の際には申請者と共に教育委員会に来庁していただきます。

来庁いただけない場合は奨学金の貸与を行うことはできません。

10 奨学金の返還について

(1) 奨学金は、在学する学校等を卒業した日から1年を経過した日の属する月の翌月から返還が始まります。

(2) 返還の期間は、次のとおりとなります。

- ① 高等学校等・・・6年以内 ② 大学等・・・・・・10年以内

連帯保証人の選任について

1 人目の連帯保証人【扶養者】（原則として父母）

（次の条件にすべて該当する方）

1. あなた（奨学生本人）が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること。
2. あなた（奨学生本人）が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
3. 未成年者および学生でないこと。
4. あなた（奨学生本人）の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
5. 債務整理中（破産等）でないこと。
6. 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

2 人目の連帯保証人【本市に居住する独立の生計を営む者】

（原則として次の条件にすべて該当する方）

1. あなた（奨学生本人）および1人目の連帯保証人【扶養者】と別生計の本市の居住者であること。
2. あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
3. 誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で65歳未満であること。
4. 未成年者および学生でないこと。
5. あなた（奨学生本人）または1人目の連帯保証人【扶養者】の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
6. 債務整理中（破産等）でないこと。
7. 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※ 2人目の連帯保証人は、関係書類提出の際には申請者と共に教育委員会に来庁していただきます。来庁いただけない場合は奨学金の貸与を行うことはできません。

※ 特別な事情により2人目の連帯保証人に市外の居住者を選任したい場合は、教育総務課までご相談下さい。その場合は、住民票及び所得課税証明書等が必要となります。

※ 2人目の連帯保証人に「4等親以内の成年親族」でない人、または65歳以上のいずれか（または両方）に該当する人を選任する場合は以下の（1）～（3）のいずれかの基準に該当し、書類を提出できる方。

(1) 源泉徴収票、確定申告書（控）、所得課税証明書、年金振込通知書等

・給与所得者の場合

年間収入 \geq 320 万円

・給与所得者以外の場合

[給与所得以外+給与所得の方も含む]

年間所得 \geq 220 万円

(年金収入は給与として扱う)

(2) 預貯金残高証明書、固定資産評価証明書 等

預金残高+評価額 \geq 貸与予定総額

(3) (1) と (2) の組み合わせ

(預金残高+評価額) / 16年+年間収入 \geq 320 万円 (※)

(※所得の場合は220万円)